



6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 120 1 2 3 4 5 6 7 8 9 130 1 2 3 4 5 6



平成二十八年三月

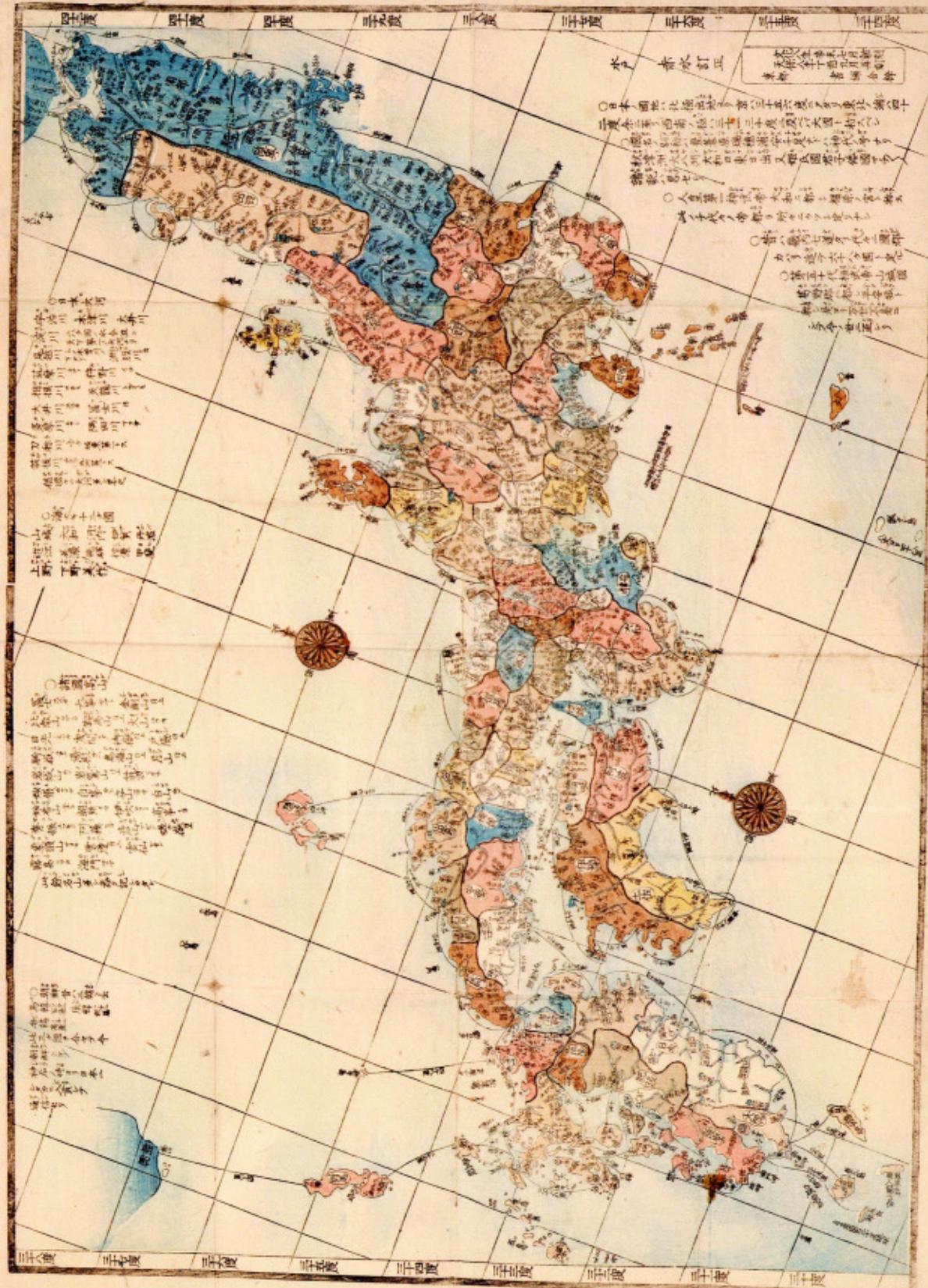
各務原市資料調査報告書第三十九号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 VI









口説一



口説二



## はじめに

歴史民俗資料館では昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十九号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書VI』を刊行いたしました。

本書には、桜井家に残されていた史料の中から、「本陣覚書一」を収録しました。「本陣覚書二」は天保十三年（一八四二）から安政五年（一八五八）までの記録です。桜井家では十代目岡右衛門・十一代目吉兵衛の時代に当ります。本報告書では、その内の天保十三年から弘化三年（一八四六）までの分を掲載しました。この史料には異なる筆跡がいくつか見られ、桜井岡右衛門・吉兵衛のほか何人かの手により書き継がれたものと思われます。

掲載した史料には、大名・旗本のほか、高位の僧侶・貴族の通行・宿泊の記録があります。また、日光例幣使や水戸様の茶壺の通行の記録もあります。他の街道や宿場の事情の記述もあり、覚書とはいえなかなか興味深い史料です。

今回も、「桜井家文書」を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説をしてくださった岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生には多大なご尽力をいただきました。お二人の方には深く感謝いたします。

多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、本陣の記録の中から、江戸時代末期の街道を中心としたさまざまな様相を感じていただければ幸いです。

平成二十八年三月



# 目次

口 絵 一	日本全國地図（天保八年（一八三七）九月再刻版）	101
口 絵 二	日本全國地図（部分）	5
口 絵 三	本陣覚書二（天部）	3
史料解説文	例 言	1
編集後記		



## 例言

- 一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十九号として、旧中山道鵜沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解説文を収録したものである。
- 一 史料の名称は「旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。
- 一 解説文の書式は、縦三十字・横二六行の二段組とした。
- 一 史料の解説にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。
- 用字は常用漢字音訓表記にしたがう。
- 異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。
- 花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・印とし、割印は（印・印）で示す。
- 冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。
- 解説者が加えた傍注は、すべて（マ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ）・（カ）を記入する。
- 本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。
- 史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」・「をもって示す。
- 史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。
- 奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。
- 下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。
- 一 掲載史料には表紙が欠落しているが、「本陣覚書」と標題を付けた。
- 一 史料名の下に（ ）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、収録史料「本陣覚書」は二冊からなっているので、それぞれに枝番を付けた。
- 一 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。

- 史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
- 本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
- 史料の解説は岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生によるものである。

# 史料解讀文

○本陣覚書(一一三一)

〔表紙墨書〕  
大坂安道寺村御日稼筋南側

油屋改年

今日より八日

一 壱斗貳升

請取

一 貳石入

壹本

壬寅天保十三年五月七日より切り

當年

五月七日泊り 高三万石

一 細川豊後守様

大漱  
・鶴沼

登り

金壱両

御宿料

献上物ハ御断り

御下宿拾三軒

御旅籠上下共貳百文ツ、

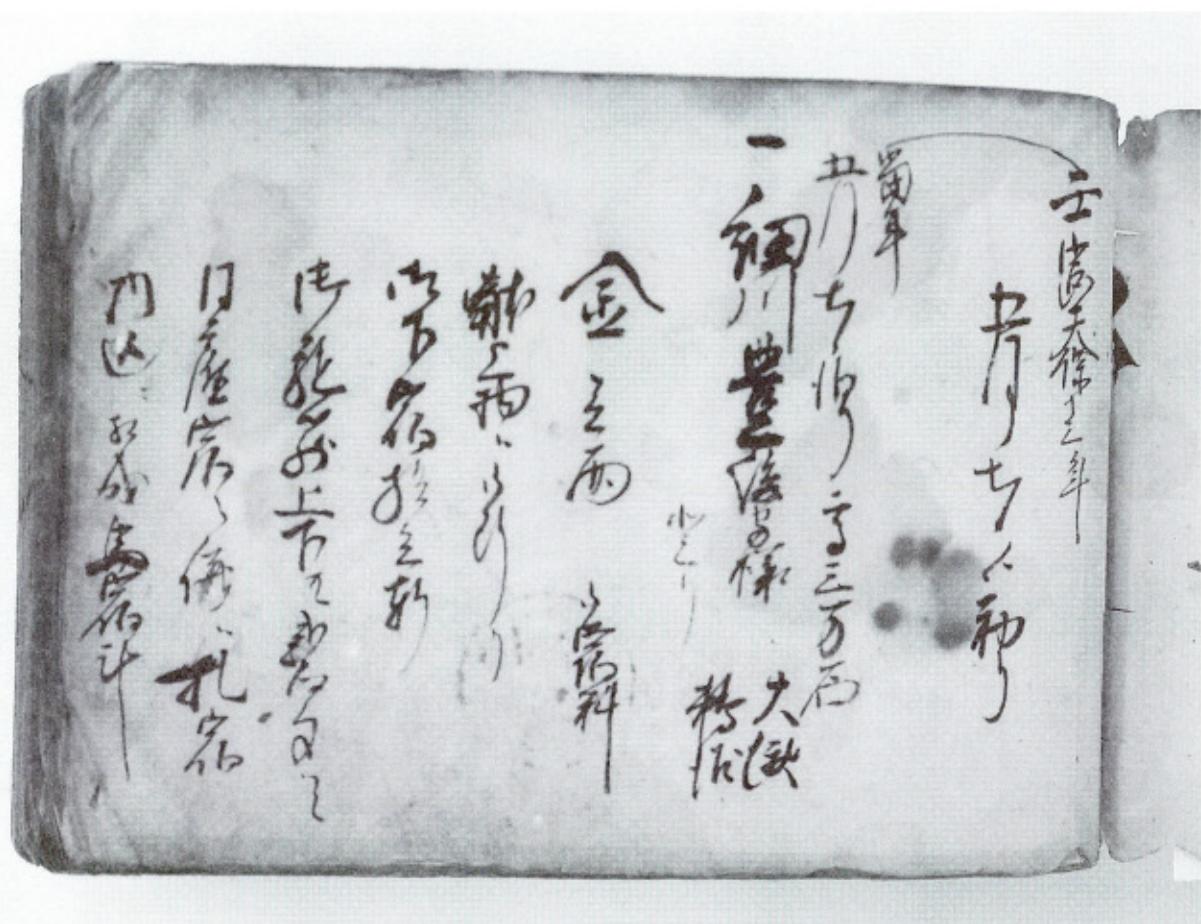
日雇宿之儀ハ札宿

内込ニ相成馬宿計入申候

一馬貳疋

人六人

駒吉



一御宿割ハ当日成、下割之方ハ式人計、前々日相成御札籤仕候

右ハ御宿割儀ハ五日前ニ御出候

御上下式人

一御関札式枚 西 常右衛門

右ノ通り相勤申候、以上

東 □□

寅五月十日

十三年

須山様事

高拾五万石

一御取湯

壹本

一新風呂

壹本

一美作中将様

大漱・う沼

一中

壹本

高主拾五万石

登り

一庭

壹本

御宿入 式両

御上納ハなし

一草履り 拾五足程

壹本

御下宿式拾五軒

入用当日御触番衆御取被成

勿人數メ

馬式疋

壹軒

内 徒以上

人八人計

日雇八軒

輕足以上

御本陣入

三拾九人

天保十三年  
寅年五月廿一日

御旅籠上下共

百九拾文ツ、

一彦根中将様 大井泊・う沼泊・今須泊

但シ銘々払

高三拾五石 御登

御宿料 銀五枚

一御本陣入之分ハ銘々夜朝共紙印鑑受取之朝メ上致し、御勘定

方ニ而御払

此金三両壹分式朱ト壹匁五分

御献上物ハ取込ニ而なし

下宿 六拾三軒程

内込ニ成四拾軒程ニ而相済

油紙 拾枚程

御旅籠上下共百七拾式文ツ、

日雇 百三拾式文ツ、

返馬八疋 (男馬) 太郎兵衛

廿八人計

円四郎・空安寺

御風呂

御取湯とも

四本中湯祓ハなし

一金壱両貳分也 道中方より被下(くたさる)

是ハ問屋役人衆中江

内壱両ハ 助郷方へ渡し

式分ハ 宿方江

右ハ御登り差ハ右之通り、下り差ハ式ツ割之事

御本陣入人別四拾九人

但シ蚊(蚊帳)やふとん之分ハ一向入らづ、内持參だけニ而よろしく候間、以後御泊りニ相成候ても用意ハ無用也

右通りニ相勤申候、以上

下男女 男五人・女四人

右、当宿御泊り儀ハ三留野、野尻宿之間橋落候処、二日御逗留ニ相成候、其上野尻より彦根ニ而一々之追込ニ相成候、俄ニ當しつ御泊りニ相成候、其日八ツ時ころ飛脚御依頼之由申越候、夫より駕籠ニ又々宿之申候御返し、城ニ大取込ニ御座候間、何卒(なにとぞ)く以後御泊り由申候ハ、下勧より手代目之見る者兩人程相対事也

太田御代官御書用

金三百疋

吉 助治郎

同百疋

加賀領右衛門

同百疋

湯浅為三郎

御宿空安寺

寅天保十三年五月晦日

柳河家老

一立花近江様 御泊り 細久手・う沼

御宿入

式朱

本陣入

拾四人

壱人ニ付式百文ツ、

下宿

拾武人

六人 ハ内込

下宿百三拾式文

献上物ハ取込ニ而なし

右之通り相済とめ申候、以上

一  
錦郡奉行  
一  
荒尾喜蔵様  
一  
錦郡奉行  
一  
荒尾喜蔵様  
一  
御泊り

上下拾五人  
一  
錦郡奉行  
一  
荒尾喜蔵様  
一  
御泊り

中條正作乃佛  
村方某

犯、中島某へモリトシ

七月二日

美衛寺御発

御昼休

渋川助左衛門様

大藏四郎様

ノ御上下拾七人

御本陣入　　御目録

青銅三拾疋

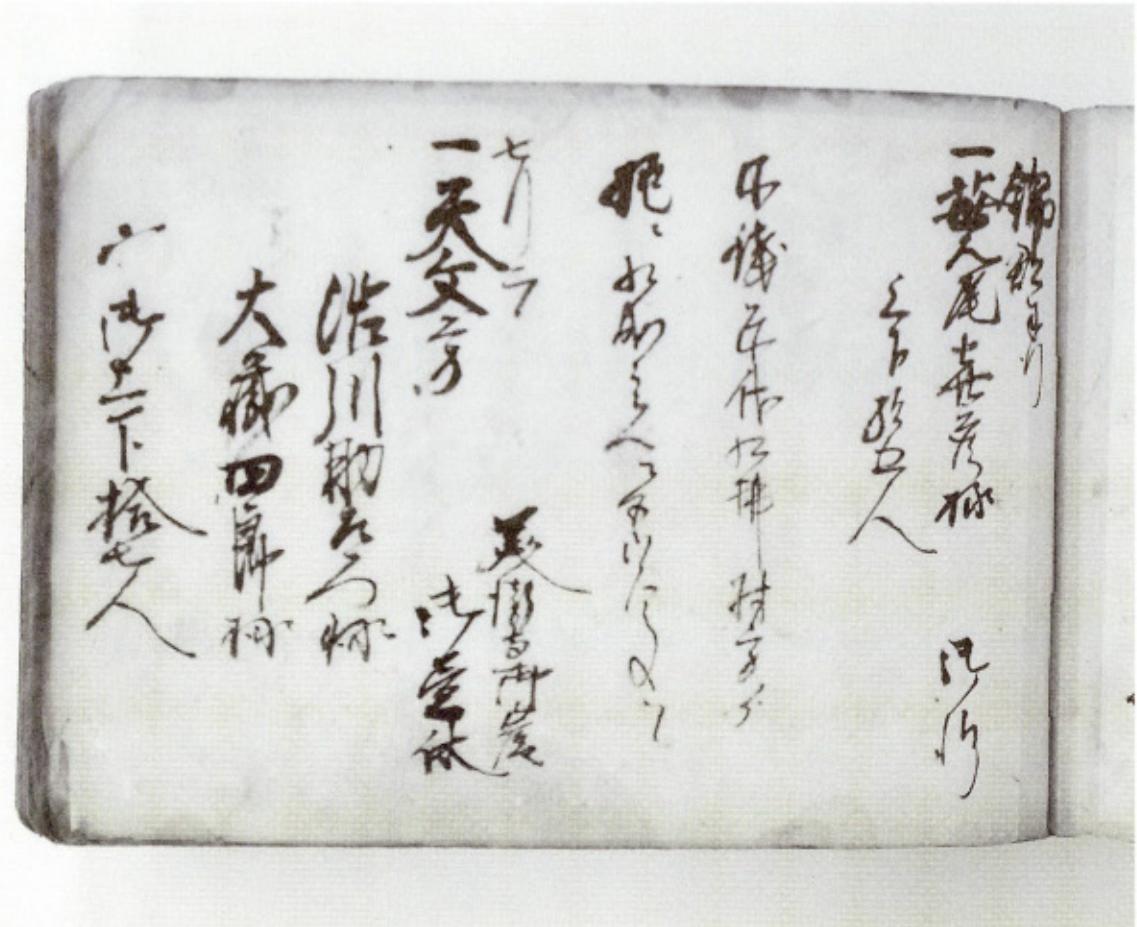
壱人ニ付

木錢八文

米貳合五勺

代廿文

ノ廿八文ツ、



右之通り相済申候、以上

天保十三年

二万七千石

細久手・鵜沼

寅七月廿日

登り

一伊木若狭様

御泊り

金三百疋

三拾弐人

御目録

御本陣入

拾壹軒

御札宿

九ばん申候

帳場

上下弐十

万七

御旅籠

百八拾□

次通

一献上物

御断□□

一御□□

壱人

一御宿割付

上下五人

是ハ前日御出御宿割り被成候

御下宿無御座候

一繼人馬

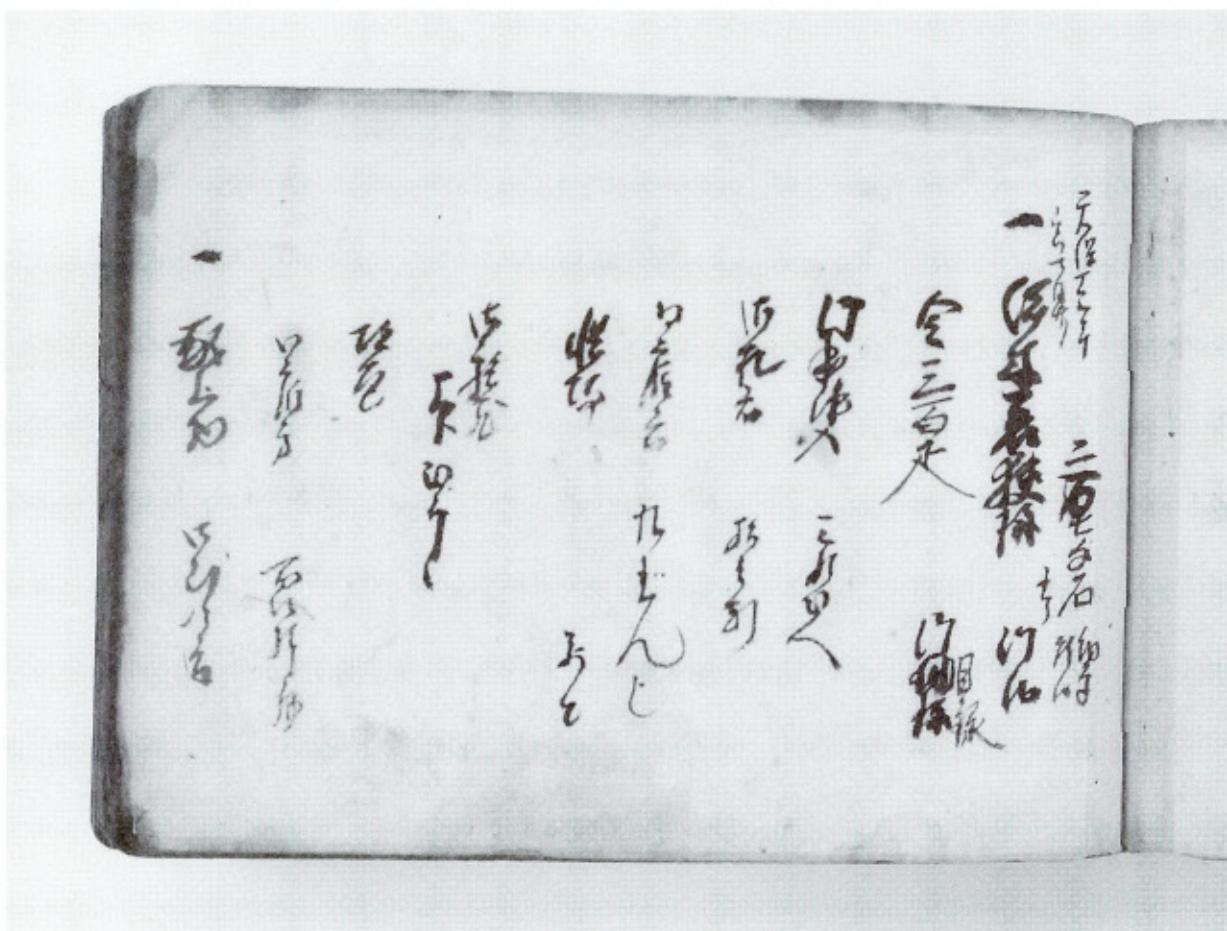
人足拾三人

本馬拾弐疋

此外 御相對雇無御座

一ふとん三拾人前

一□□ 拾三□□



一金三朱也 桜井辰左衛門

一同三朱也 国定太郎左

一同武朱ツ、大伊木組頭兩人

文左衛門・政兵衛

一同百疋 大伊木 かんおん堂

右ハ是ニ而小休有之

一繼人足式拾人 御触通  
内拾三人 御定賃錢  
七人 相對賃錢

馬七疋

一御馬 壱疋 本陣入

是ハ前日返金合相渡し

一御宿割付 上下三人

右伊木若狭様御泊之節、正七ツ時御出立追しゅう之通、伊木山御所晩被成候由、御用人衆より被仰付候、国定氏へ是以合及大伊木へ引合、私方より国定太郎左衛門ならびに并桜井辰左衛門兩人私方より附添大伊木山へ御案内致候

備前家老

天保十三寅七月廿八日

御嶽・か納泊

一池田伊賀様 御昼夜休

金三朱 御目録

人数拾三人 上下

但し御旅籠 六拾四軒

膳飯 みそ 陸尺衆拾武人

外二 五六人

ノ拾八人程

庭風呂壱本 立申候

一御宿割付

是ハ前日加納泊御越被成御昼夜割ハ無座候間、此宿割致□□候處、右者当日昼夜掛り候間、久々相越候間、此者へ飛脚お以御尋被成候付、御指図候間、巾弔兵衛早朝途中指持遣つかわし候處、御昼夜御泊り被仰付候

大坂御加番

一前田大和守様御上り 上州・七日市 城主一万石

七月廿六御嶽宿 泊

同 廿七日美衛寺宿 泊

右馬三十五疋・人足百人之触ニ候

當日繼立

人足七十九人

馬廿弐疋

尤御定賃錢払

宿御迎上下式人

先払 同 式人

加役之者式人

天保十三年

細久手泊

寅八月廿日

鶴沼泊

一永井肥前守様

御登り

御目録 金壹両

御本陣入

御下宿 六軒 金 帳場共

日雇宿 六軒 帳場共

御旅籠 三分百七拾弐文ツ、

御次廻り 百七拾弐文ツ、

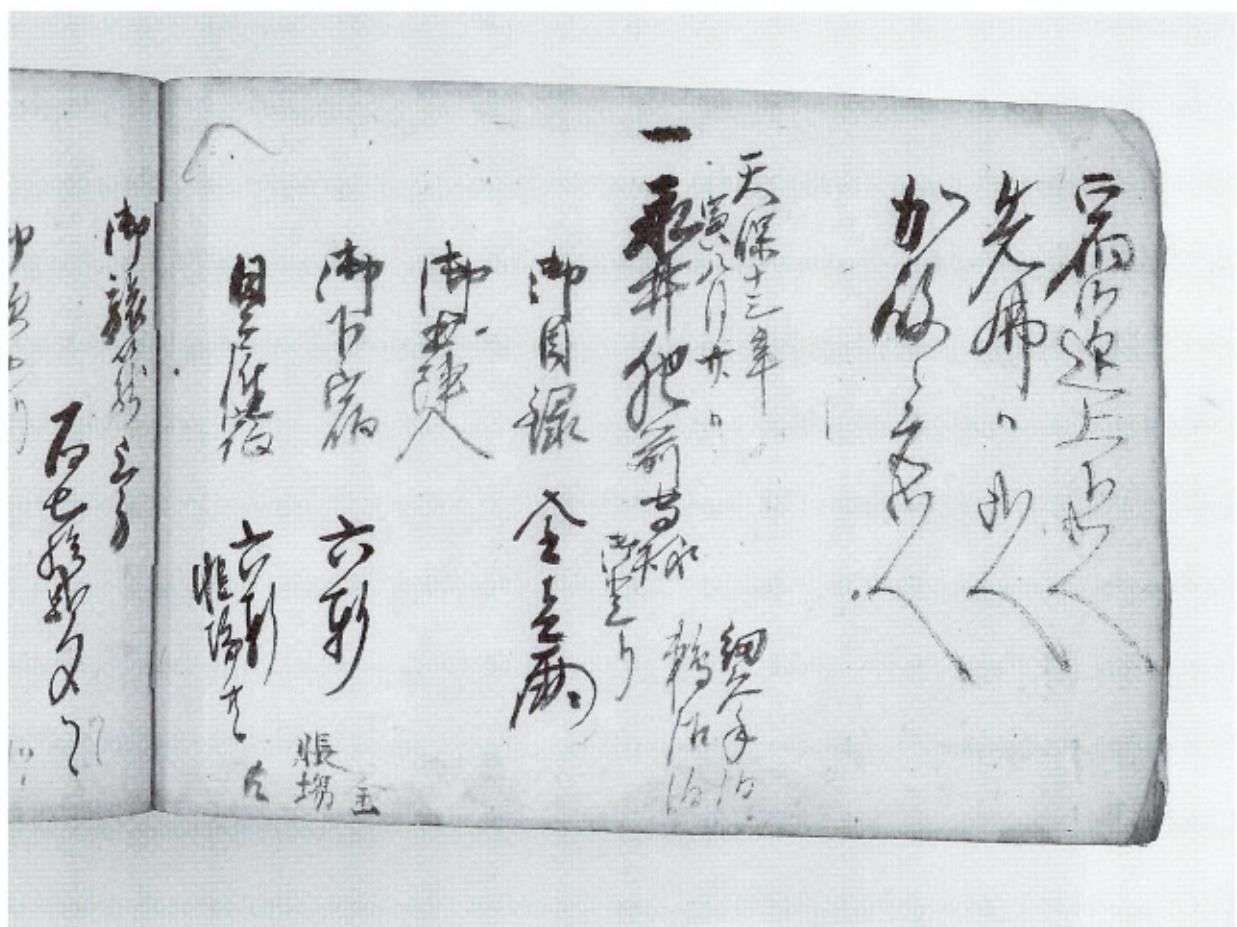
日雇方旅籠 百廿八文

右六御□□ニ付献上物ハ御断申候

御宿割様上下 三人様

右ハ前々日御出之事

一人馬賃錢も御宿様より御御払也



八月廿二日

細久手・鶴沼泊

一永井肥前守様

脇本陣入

御女中

人数三拾人計

御旅籠上分 弐百文ツ、

御次返り 百六拾四文ツ、

下宿壱軒 しま屋

先触返

右之通り 本馬壱疋

人足三人

恒田□八様

右ハ三日前ニ御出被成候

右御所用

富田房三郎様

一天文方  
足立左内様

上下三人様

木錢米代 貨拏之事

御同心衆 弐人様

メ九人相成

外ニ五百文茶代也

右ハ御所用御宿

鈴村伝八様

右之通り御じん二人合ニ相成

当日繼立人足

人拾壹人 御同心衆

馬三疋

右之通りニ相勤申候、以上

一御勘定奉行

竹内清三郎様

上下三人

木錢米代拏

外ニ百文昼休

当日繼立人足

弐拾四人

馬壱疋

右之通り相勤申候、以上

う二月十日夜

一谷出羽守様御泊 赤坂・鶴沼

金弐百疋

御宿料

御本陣入	廿人	一御普請四方
御札宿	三軒	論所他改手代
油紙		木村惣藏様
御旅籠	上分	評定所書役見習
	下分	後藤忠一郎様
御本陣之風呂場	百八拾弐文ツ、 三が所	御宿 次郎右衛門
御取ゆ <small>(出處)</small>	壱本	
御新ゆ <small>(出處)</small> どの	壱本	
庭	壱本	
一御宿割付式人	前日御出被成	
右之通ニ御座候、以上		
天保十四年		
卯二月十七日御入込同廿日朝御出立		
御評定所		
一町田孫四郎様	本陣	
上下六人	風呂 上 壱本	
支配勘定	下 壱本	
一萩野貫一樣	脇本陣	
上下五人		
風呂 上 壱本		
下 壱本		
一笠松地方御手代		
渡部幸四郎様		
同人		
一太田方		
加賀領右衛門様		
湯浅専右衛門様		
鈴村伝八郎様		
四宮友右衛門様		
同人		

上下式人

是ハ二月十六日当宿御泊込御出御座候処、当日御勘定様太田御出立無御座候付、□□十六日太田宿

右太田御代官様并御手代衆當宿御出勤之儀ハ、先年刎錢之溜り金三百匁□方積金ニ致、他所村々へ貸附可これあるべくはすにそろうところ有之筈候処、村々江口御一派多々御詰御通し

右太田御代官様并御手代衆當宿御出勤之儀ハ、先年刎錢之溜り金三百匁□方積金ニ致、他所村々へ貸附可これあるべくはすにそろうところ有之筈候処、村々江口御一派多々御詰御通し  
先年より下用ニ遣有之候付、甚はなはだもってむすかしきこと以六ヶ敷事ニ相成、右ニ付俄ニ當宿御出張、夫々御引合ニ相成候

一勝山境迄出迎

町田孫四郎様

桜井政兵衛

萩野貫一樣

野口定兵衛

御普請役

坂井銀右衛門

四頭

横山周平

野口屋專右衛門

御証文

一長持式棹

足輕式人

一馬荷物拾駄

□□六人

一等持

式人

一同目付

式人

一御泊之節役割

御宿御泊

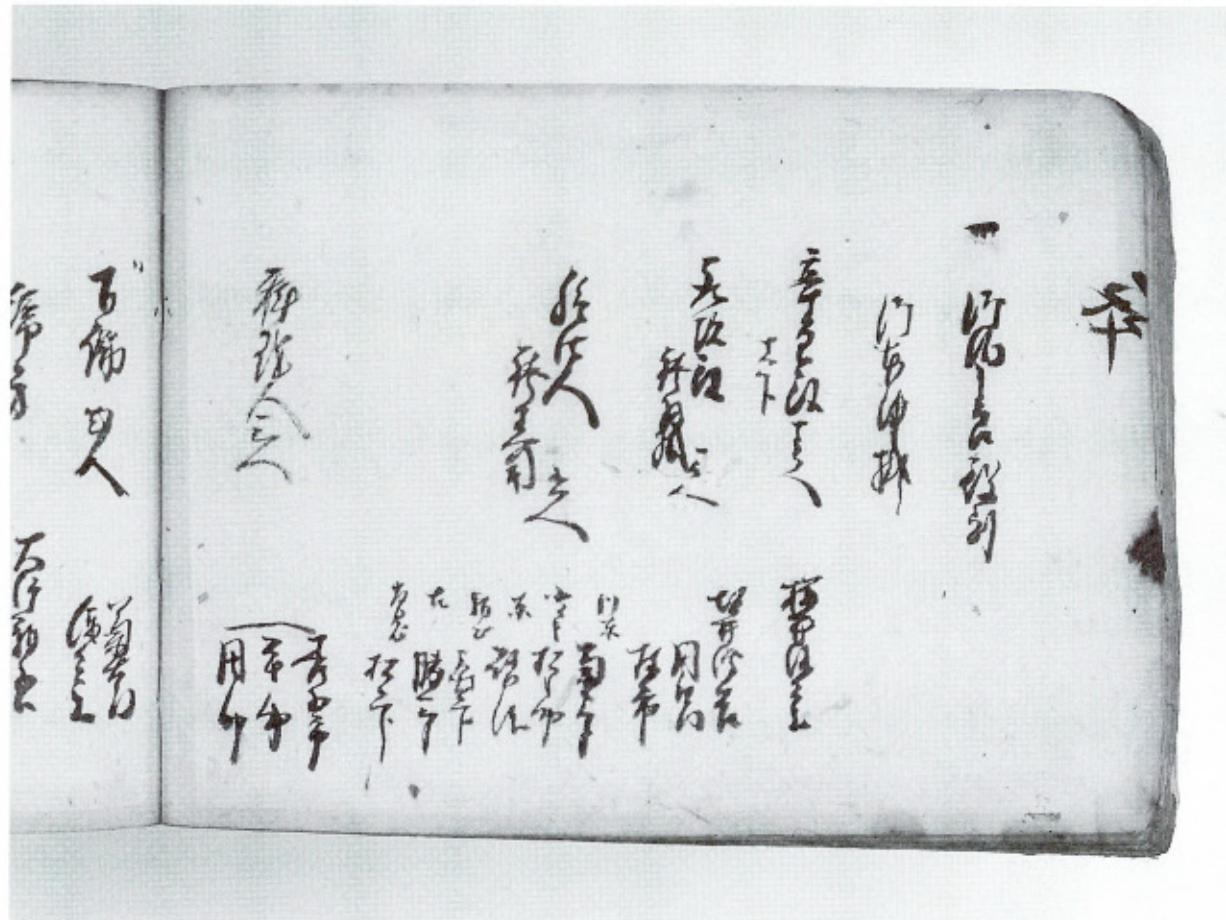
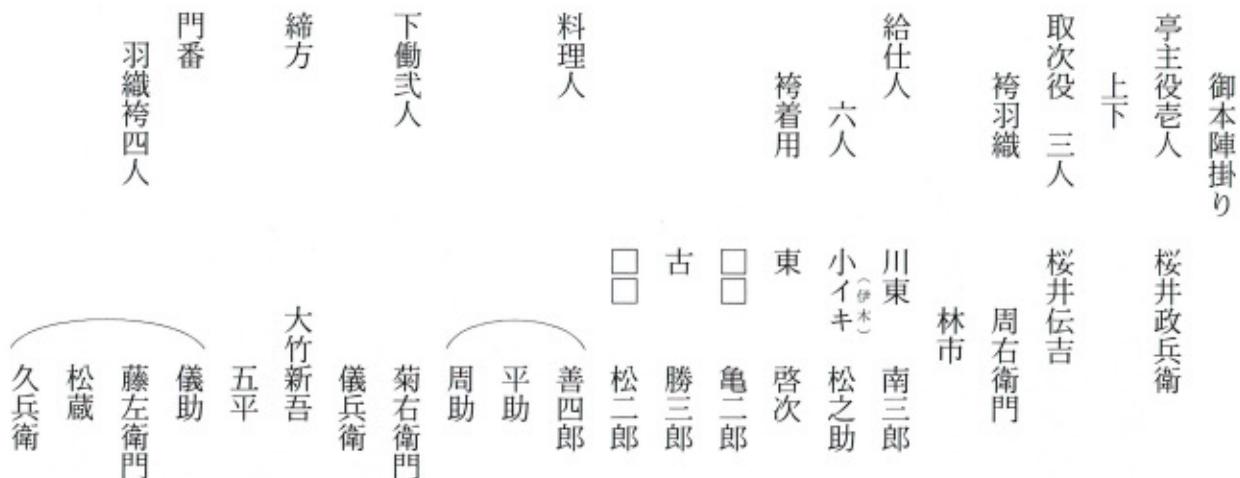
御宿御泊

一形の候と申す

山内監視役

山内監視役

リリカニカニ



茶方壱人

脇本下働く六人

甚兵衛

忠助

伊三郎

勇蔵

菊次郎

八右衛門

周右衛門

八藏

茶方  
一宿村式人膳所  
支度所

給仕人式人  
取次壱人

一御普請役四方  
松右衛門  
桂右衛門

坂太郎右衛門  
桂右衛門

□次郎  
門二郎

久兵衛  
佐兵衛

一脇本陣

亭主役

取次壱人

羽織袴

給仕人四人

新屋

□長右衛門侍

門番四人

儀兵衛

和兵衛

市十郎

善左衛門

茶方壱人

壱人  
四人  
兩人  
両掛

此人足訣

壱人  
具足

都合  
馬  
武足  
人足  
七人

内 壱足  
外 壱足  
乘下  
人足三人

御朱印  
一人足式人  
馬 武足  
内 壱足 人足式人代  
外 壱足 乘下  
人足三人  
馬 壱足  
都合 人足 七人  
馬 武足  
内田孫四郎様  
御先触者

壱人 合羽駕籠

御証文

一御用書翰長持壱棹

此人足

御証文

一人足式人  
馬 武疋

内 壱疋ハ 人足式人□

壹疋ハ 乘下

都合 人足七人  
馬 壱疋

此訛

壱人 具足

四人 駕籠

壱人 両掛け

壱人 合羽駕籠

御証文

一御長持壱棹

此人足

御証文

一馬四疋

外二人足拾六人

此訛

丸棒駕籠 四挺

両掛 四荷

右者五街道宿々御取締御用ニ而、天保十三寅ノ十一月廿九日、江戸表御出立、宿々為御取調御通行、其節勿論壱宿ニ三日程宛<sup>すつ</sup>御逗留ニ而御取調ニ付、天保十四卯二月十七日、当宿御泊入込、同廿日朝當宿御出立ニ相成候

右御繼立

御朱印

人足 式人

馬 壱疋

御証文

人足 七人

馬 七疋

同断

市右衛門

同断

右御繼立馬

御朱印

添合候

馬四疋  
七拾三人

御普請様  
御先触なし

内

馬 四正

人足拾式人

宿切

御取調指出候帳之覺

一日締帳 五ヶ年

天保八西年

同 九戌年

同 十亥年

同 十一子年

同 十二丑年

ノ五ヶ年分

一宿入用賄取調書上帳五冊

右年限之通 五ヶ年分

一往還通家数 不残

勿論往来筋ニ而

茶屋始并餅菓子其外、何ニ而も商売体何年より相始渡世致候始  
末廉々書入候事

一勝山境より東見付迄、夫より宿内絵図面茶屋・旅籠屋共名前并  
何年より相始候廉々□目ニ書入候事

白鷺洋平

一  
白鷺洋平  
茶屋始并餅菓子其外、何ニ而も商売体何年より相始渡世致候始  
末廉々書入候事

白鷺洋平

一  
日締帳 五ヶ年

天保八西年

同 九戌年

同 十亥年

同 十一子年

同 十二丑年

ノ五ヶ年分

一  
白鷺洋平  
茶屋始并餅菓子其外、何ニ而も商売体何年より相始渡世致候始  
末廉々書入候事

一西海道中西より三ツ池西行境目迄一紙ニ繪図壹枚書上候

一御大名様御休泊之節々

天保十一子年 式ヶ年分

同 十二丑年

御泊ノ節惣人數

御侍以上何程

御徒士以上何程

右之通書訳書上申候

天保十一子同丑年分

一定飛脚荷物繼立數書上帳式ヶ年

一宿入用下用書上帳

錢之分都合永錢ニ而勘定仕置候様御□掛り被仰付候間、此調方  
大迷惑仕候、當宿御逗留之内二者出来不仕候間、加納宿御

泊申候、持出し漸々相勤申候、重而右体多分之錢數書上候節ハ  
永錢ニ拵候事

加納宿

□□

天保十四年

野口定兵衛

卯二月廿日出立

横山周平

專右衛門

立合役 五平次

一当宿御逗留之節、本陣ニおるて問屋・年寄并帳馬指一同御白州江御呼出し人別	本陣問屋 桜井岡右衛門	問屋 野口定兵衛	年寄 坂井次郎右衛門	同 横山周平	同 山田安右衛門	同 □佐喜平	同 米吉	帳番 専右衛門	同 万七	同 桂右衛門	同 周右衛門	同 林市	馬指 勇藏	同 岡助	同 周右衛門	同 甚七	同 五平	同 法三郎
--------------------------------------	-------------	----------	------------	--------	----------	--------	------	---------	------	--------	--------	------	-------	------	--------	------	------	-------

馬定方之儀ハ是迄如何相心得候哉、其始末可申上旨、町田様御尋に、私共心得方宿人馬立方御定人足五拾人・馬五拾疋、右之内五人五疋者甚成御通行衆入用ニ取置、全く正人馬式拾五人・式拾五疋定置□□往返勤ニ而、可成丈右員數ニ合候□と、いつれ茂承知仕候由奉申上候、乍恐當宿之儀、登り方加納宿へ四里八丁、下方山坂難場壱里継場候間、上り方御通行衆多分之節、繰返シ勤茂難行届難渋仕候、右始末追々御支配御役場へ御願申上候処、毎年三月より九月迄月限之内は御金式拾三匁被下置、右金子を以月々五日雇宿方ニ而雇主可成丈御定五拾人・五拾疋ニ員數合可申由、被仰付每歲仕候儀ニ御座候由、御達シ奉申上候

八酉年より同十二丑年尤(ママ)

天保十子年より

一宿入用賄帳 都合五ヶ年

一宿村惣家数書上帳 壱ヶ年分

一宿内絵図面 壱包

一宮門跡様繼立書上帳 式ヶ年分

天保八酉式月より天保十二丑三迄

一日締帳 五ヶ年分

一助郷人馬寄払帳 同断(どうだん)

一上下庭帳 同断

一問屋年寄苗字帶刀済候年限書上帳

一尾州様御拝借返上方口々書上帳

一匁銭溜り金三百両口

右賃錢元帳尾吟味之上毎歲利足上納方委細御取調被仰付、此書上方ニ而扱々迷惑仕候

一天保十三寅年日締帳去年より是者当宿御見分書上方被仰付候処、  
御達、御調方難出来候間、加納宿御泊迄罷出候処、中々以右節

ニ而茂出来不仕候間、美江寺迄出勤漸々相済申候

問屋 野口定兵衛

年寄 橫山周平

帳付 仙右衛門

立合 五平次

助郷惣代 各務村 丈右衛門

須衛村 助右衛門

古市村 伊藏

橋爪村 又藏

右者日光御参向相済候ニ付、為御祝儀江戸表御下り被下候御泊り  
候

天保十四午年  
卯三月十五日

一戸田采女正様

御家老

大高金右衛門様

一南鏡一片

一御本陣入

上下廿壱人

五月十三日夜

一上・下 京町年寄

近藤宗伝

小林豊左右衛門

上下拾三人 内四人上分

一金百疋 御宿入

御上下共旅籠 武百文ツ、

外ニ拾六人

日用分 旅籠 百三拾弐文ツ、

大垣昼

鵜沼泊

伏見昼

大湫泊

御袋入

内 壱人 御上持

拾六人 御次通

四人 御陸尺

一御旅籠

上下共百八拾文ツ、

一三百六拾九文 御上壱人分

一御陸尺四人

百三拾六文払

一御下宿 武軒

内

壱軒 拾人 梅屋

是ハ御手廻り衆

壱軒 拾四人 日雇方

旅籠百三拾六文ツ、払

一御幕 是ハ御替之役ニテ

掛札 御掛不被成候

一御馬百文 右同断

一人足四人 御触通之分

馬 三疋

一献上物 持出不申候

右之通相勤候

天保十四年三月廿四日  
右之通ニ御座候、御先触ニハ御宿着并御泊御下宿入用等之始末一切無御座候、御当日漸々七ツ時頃ニ御先番御出、夫より御本陣御宿札御渡有之、御下宿入用等茂被仰付候間、本陣始下宿共用意方不都合ニ有之候

御高家

大漱・鵜沼

一横瀬美濃守様

御泊

御登り

金百疋

御目録

御本陣入

御上壱人

御次通 三拾人

御下宿三軒

内 御徒衆四人 きぬ屋

御手廻り七人 河内屋

御宿込五人 梅屋

御旅籠

御上壱人 武百文

御下宿

人数四拾五人

不残右御払

外ニ武百文

御上壱人

御弁当等御取置候

御上壱人

御宿

尾州

御使番

御宿

一辰巳弥五六郎様

松屋

上下六人

右者御当日昼頃御先触到来、御使番御勤被成候

一御繼立

人足 百六拾八人

助郷

同 弐拾五人

宿勤

馬

右者御朱印御証文ニ御座候、助郷人馬支度廿四日昼五ツ時伺始触  
当分□申候

天保十四年五月十四日

一永井肥前守様

御小休昼

一金百疋

御宿入

一片旅籠拾人

但シ御壱人様 七拾弐文

前めし拾三人様

一御宿割

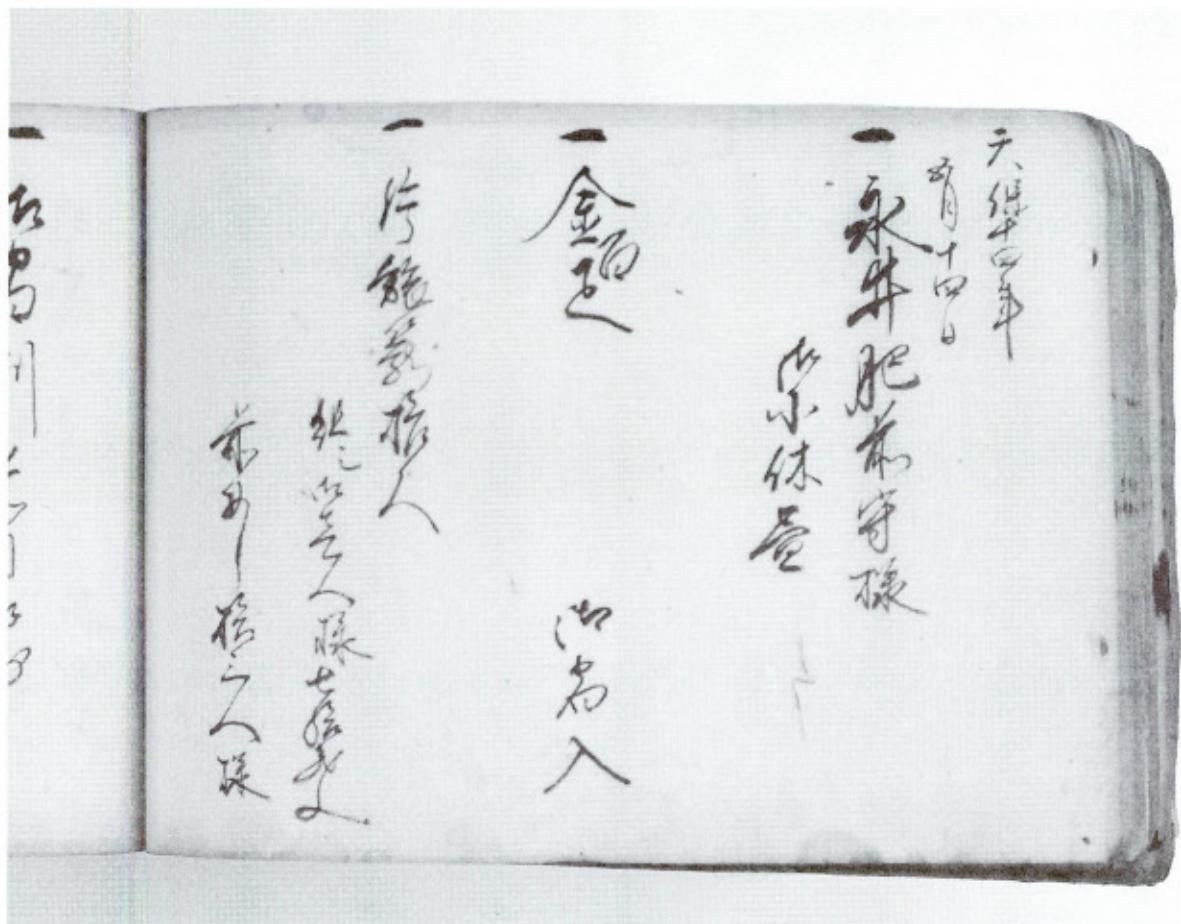
前日御出被下御仰付候

右者相勤候、以上

桜井岡右衛門

天保十四年  
卯年六月七日御泊り

赤坂



一中川修理太夫様

金武両 御宿入

同百疋 献上物拝

但シ こち壱升

たまご十五差出申候処納申候

一御札宿 三十軒

一日雇宿 拾四軒

一長場 壱軒

和泉屋 喜太郎

御札宿之分 御旅籠壱人ニ付 百七拾式文

日雇方之分壱人ニ付百三拾式文

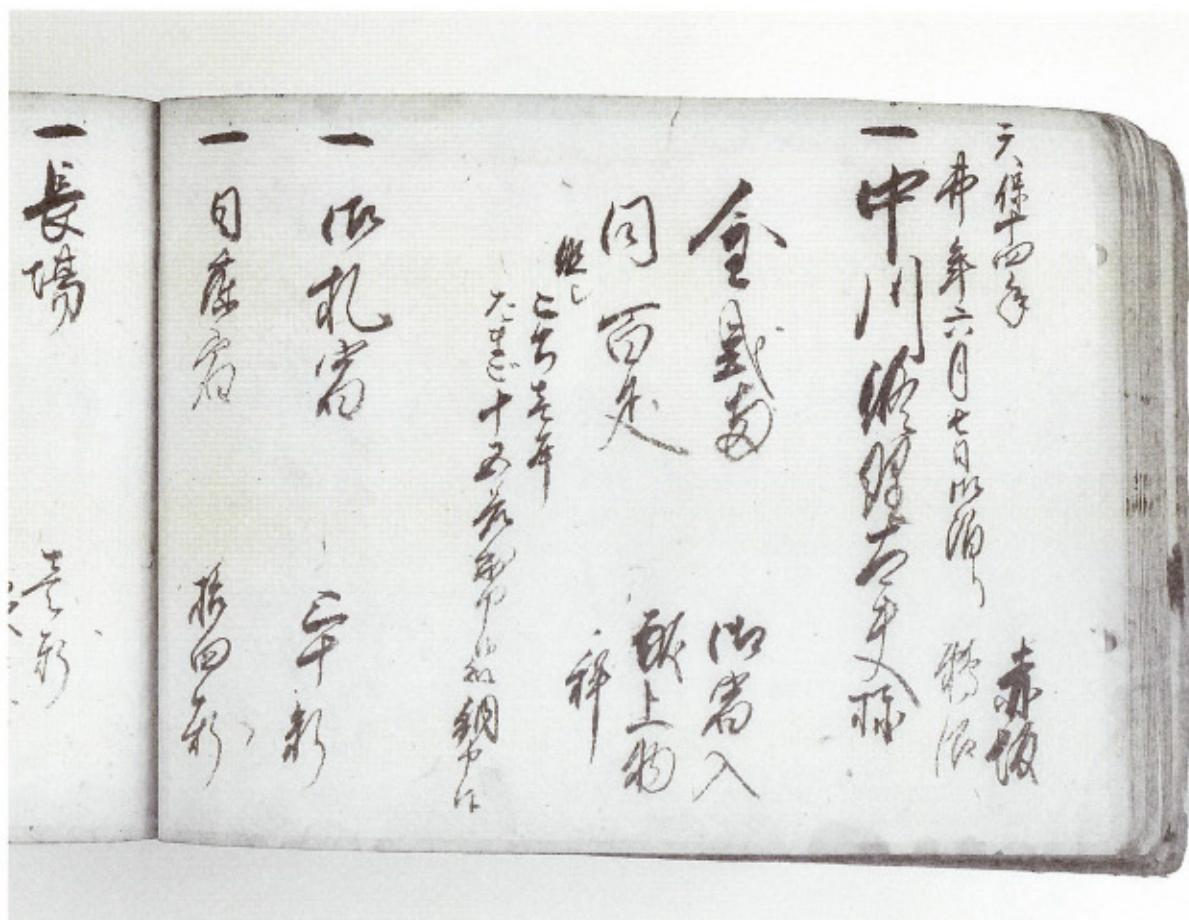
右御旅籠御当日道中考御附之上、御極被成候

御本陣入 人数三拾入

一新湯殿 壱本  
一中湯殿 壱本  
一庭湯殿 壱本  
一御取湯 壱本

ノ四本

一御取湯朝夕共御遣ひ被成候、多分ニ御わかし被成候  
一御台所入用七利五ツ燭台三本



一大やき火ばち壱ツ

一吸物椀五人前

一御宿割五人

右者前日御泊ニ御出御宿割御被付候

一御先荷物拾荷 御先三人

一惣人数

弐百五拾弐人

内五拾六人御上分・御侍衆

内八拾八人

中間御手廻衆

内百拾二人御供廻者供廻

内八拾八人

内陸尺拾八人

一此分膳めし

是ハ壱錢も御払なし

一金壱両壱分

御宿入

一御宿割様

上下五人

右者御閑札御役人衆、三人御当日廿前ニ御出被成、御殿様御為ニ

付御□人ニ相成六日夜七月夜御泊ニ相成候

東瓦や東

御閑札式本

西卯助西

覚

天保十四年

六月十四日

一高垣様御事

大井泊

太田泊

鶴沼昼

加納泊

御昼休

松平撰津守様

御登り

御本陣入

御上下式拾人程

是ハ片旅籠六拾四文ツ、

内陸尺拾八人

内八拾八人

内百拾二人御供廻者供廻

内八拾八人

内陸尺拾八人

中間御手廻衆

内百拾二人御供廻者供廻

内八拾八人

内八拾八人

内百拾二人御供廻者供廻

内八拾八人

内百拾二人御供廻者供廻

六月日

桜井岡右衛門

右御侍之内、暫く御□之壱人相通、是迄御休泊宿々本陣ニ而御泊  
宿者金百文、御昼付之宿者弐朱宛、宿々裁許參候由、勿論御茶漬・  
酒等ハ指出不申由被聞申候ニ付、一日□ハ申立候得共弐朱□ツ、  
宜被遣候、重而ハ鳥ちよづら目壱文可遣事

御下宿

一御家老

絹川孫左衛門様

脇本陣

上下拾五六人

一御馬四疋

西

人拾武人

又右衛門

是ハ当日頼候付俄申附候

一宿入口

一宿内

一人足会所

梅屋佐兵衛

太田方

一御伝馬方

岩井屋

加賀領右衛門様

岩井屋

一御先払

太田方御同心 同人

篠田千蔵様

御証文

一往還方

山田甚之右衛門

一寄人足四百人

繼立方

内三百三拾五人

一御長持九棹

残而六十五人 残

此人足八拾五人

一馬三拾七疋

是ハ当日三日前ニ繼立

内武拾五疋 市助

同

武拾武疋

助左衛門

外二

一駕籠

捨挺程入用

一宿口御迎 上下百人

一上下先払 武人

一袴羽織 武人

一目蛤持 壱人

一籌持 壱人

一宿入口 森砂申付候

一宿内 まき砂為致候

一人足会所 梅屋佐兵衛

一御用場 馬会所 東問屋

一人足武百人 楠屋□□□

一同式百人 岩井屋 明屋敷入候

太田方

岩井屋

一御伝馬方

岩井屋

一御先払

同人

篠田千蔵様

御証文

一往還方

山田甚之右衛門

一寄人足四百人

繼立方

内三百三拾五人

一御長持九棹

残而六十五人 残

此人足八拾五人

一馬三拾七疋

是ハ前日御繼立候

同

一御長持七棹

是ハ同当日繼立申候

右之通相勤申候、拵亦御当日御旅籠分式拾四五人御陸尺廿人、是  
ハ膳めし壹錢も御拵無御座候、御旅籠分ハ銘々御拵被成

天保十四年卯六月十六日

御嶽泊

大保十二年卯六月

御嶽泊

御嶽泊

一相良遠江守様

御昼夜

御登り

金百疋

御宿入

御旅籠分

拾五人程濟御三人宿六拾四文ツ、

御陸尺

拾弐人せんめい

外ニ

五六人

御手廻衆

右同断

金百疋  
御宿入  
御旅籠分  
御手廻衆

一御宿割錢

上下三人

右者前日御出御宿札御渡し被成候

一御台所 立不申候

一御幕張も 無御座候

右者全体六月十五日御昼夜之筈候処、奥筋ニ而往還通橋落候而、  
一日御延引相成、六月十六日御昼夜ニ御座候

一人足式拾五人

馬式拾壹疋

一御宿割様  
上下三人

右者前日人馬方御同人衆より御払被成候

右之通相勤申候

天保十四年

大漱

御登り

卯六月廿二日

鶴沼

赤坂

一毛利左京亮様

御泊

金五百疋

御宿入

是ハ当日殿様御出立跡ニ而道中方御同役人より被下置候

一御札宿

式拾八軒

一御用宿

拾五軒

内帳場衆

東間屋

一御旅籠

上下共百六拾四文

右者御宿割様より御極被成候、勿論銘々御払ニ御座候、宿々旅籠帳引取方夫々拝見候処、上州路宿も式百文払も多分有之、信州路ニ而多分百八拾文百七拾式文所も有之候、重而御通行之節御旅籠式百文と可申上事為心得御記留置候

一新湯殿

壹本

是ハ御次通

一御陸尺宿

東 又右衛門

一御取湯

壹本

是ハ御風呂 桶御持被成、御湯殿掛暫く御火之御儀取湯五ツ荷程入用由被仰付候間、大釜口は釜式口ニ而御わかし申候

右者御当日暫く御先ニ御着被成、勿論御下宿御宿札銘々札ニ附有之、直ニ下宿へ御渡被成候、殿様御出立跡ニ而尚亦宿札下宿之分不残御引上候、御持參被成候、御当日割ニ而至而不都合ニ御座候

候

一まん幕

壹張

一赤門

壹張

一勝手

壹張

此ハ通例之通

壹張

一御駕籠之者

□□屋

九人

八藏

一御駕籠之者

□□屋

一御駕籠之者

□□屋

ケ敷故、御札宿打方甚以こまり申候

一庭 壱本

是ハ御下通

一殿様御着上御本陣御目見被仰付候

一人馬方為御裁許

太田方

坪内豊太郎様 御宿 岩井屋

一南鎌一片 太田方

是ハ道中方より相渡候

一人足式拾五人

馬式拾五疋

是ハ前々日人馬方御役人衆大拵ニ而被仰付候

一御闕札 式枚

右者人馬方御役人衆より取付御指置御座候

内 壱本 東 権七前

壱本 西 九兵衛前

右立方重而ハ東立場所瓦屋より少東方立候事、御下宿打込至而六

森川左市様

御昼夜休

前々日

一御宿割

天保十四年 岐阜小熊御坊  
卯七月廿五日 御泊まり

一東本願寺 鶴沼 御昼夜休  
太田 泊

御門跡様 新御門跡様 共  
御昼夜休

一金式両 御目録

一ね台上下 壱具

一御本陣入 人数四拾三人

片旅籠分

但し 御壱人ニ付百文ツ、

右者御勘定方より御拵ニ被仰付候

右者天保十四年卯六月廿一日、当宿御泊之節候処、上州路之内柳瀬川一日指支、仍<sup>よ。て</sup>而一日延ニ相成、六月廿二日御泊ニ相成申候、

右之通首尾克相勤候間、委細留置候事

上下九人

内五人

前日御出被仰付候

翌朝加納宿二而御出、御当日人馬荷物持等

御渡被成候

一人馬賃錢御払方、前日□□衆泊二而御出御払火仰付候

一御本陣入

片旅籠松

一御陸尺 四拾五人

此分不残膳めし

膳飯 拾五六人相増、重而御通行之節ハ御屋ニ候得  
膳めし分六尺之分迄御用意致指掛分ハ御断可申上事

一御大長持　武拾棹　本陣玄関入ル庭二

右者前々日当宿脇頃ニ相見ヘ、通雇四拾五人、河内屋伝蔵二軒相  
対ニ而宿相極、日雇八ツ時頃當路出立致申候

一獻上物

忍冬酒五合入壺

大口

本門跡江

右同斷

新門様江

一御当日早朝御膳所挂り、御役人衆兩人御出、御殿向に者下雇官

共御席取御札間ここニ御張出有之候

一御関札無御座候御門ニ御掛札□ニ有之

一尾州様御使当宿ニハ御出張無御座候

宿 山田甚之右衛門

右者御通行ニ付東西往還通御締として名古屋より御出張御座候

同当日大拏之分

一人足七拾八人

御繼立

馬 四拾五疋

此分ハ御定貨錢御拏御座候

外ニ臨時

人足

此分ハ夫々紙鑑札御持有之、跡ニ而御改相對貨錢御拏有之候

惣合

人足

馬

右ニ

寄合 百六拾三人

馬 弐拾弐疋

外ニ 人足弐拾五人 二番立

馬 弐疋

右之通漸々御繼立相濟申候

大道方御同心衆

一銀壺匁

木村代次郎

同断

高木栄次郎

同断

一御跡改御同人衆兩三人御本陣へ御立寄有之、御昼ニ付都<sup>ナベテ</sup>而御買物并御旅籠御拏等□下々ニ至迄残分等之儀も無之哉、委細ニ御改書付御被取御出立被成

天保十四年卯九月廿六日

赤坂

長崎表御勤御目附

一松平四郎様

御泊

上下三拾人

御下宿 三軒

御取締村

佐兵衛

上下五人

御陸尺六人

久右衛門

御馬 壱疋

人 式人

駒吉

一御徒からめつけ目附

今川安作様

上下五人

河内屋

御徒目附

一

上下六人

松屋

御小人こびとめ目附

一

ゑひすや

右人数二而被成候間入申候

ノ都合九人

上下四人

きく  
きよ

龟次  
治太郎

内下人

大工 忠吉  
ノ五人

常蔵

巾 越中

治右衛門

雇人之覚  
おさと

右之通惣双都合克相勤候

外千式百人余と申事御座候  
御下宿之分ハ銘々御相対ニ而御取被成、御宿割村よりハ御本陣之用意方計被仰付候事

一惣御口勢

同断池田茂三郎様

一小野藤之丞様

きぬ屋

上下五人

尾州様御使

一御使者

御宿

丹羽市三郎様

安右衛門

上下拾三人

右者御先触無御座、当日八ツ時頃御陸尺之者老人暫く先ニ拾一人  
之宿壱軒申附方御頼付、俄ニ安右衛門方へ申附候、殿様御在城之  
節ハ御先触無之共御使門□□之事ニ候間、本陣近隣ニ而御宿用意  
致可置事

一宿口御迎上下兩人

一御目附様

先払上下兩人

羽織袴兩人

一御徒目附様

先払羽織袴兩人ツ、

是ハ至而御着早々尚亦朝御出立茂正八ツ時ニ而候間、上ヶ張  
姚燈式張ツ、先払ニ而指出申候

左を所存言有事

一御本陣始御下宿共不殘木錢米代御拏被仰付候

一御本陣

用意方

御取湯

壱本

新湯殿

壱本

庭

式本

一下勵キ

加使三人

内男

龜次郎

女式人

源太郎

□壱人

右者長崎表御用御済御帰り之節當宿御泊被仰付候節、右之通相勤

申候

天保十四年九月廿六日

御昼

一柴田善之丞様

御手代

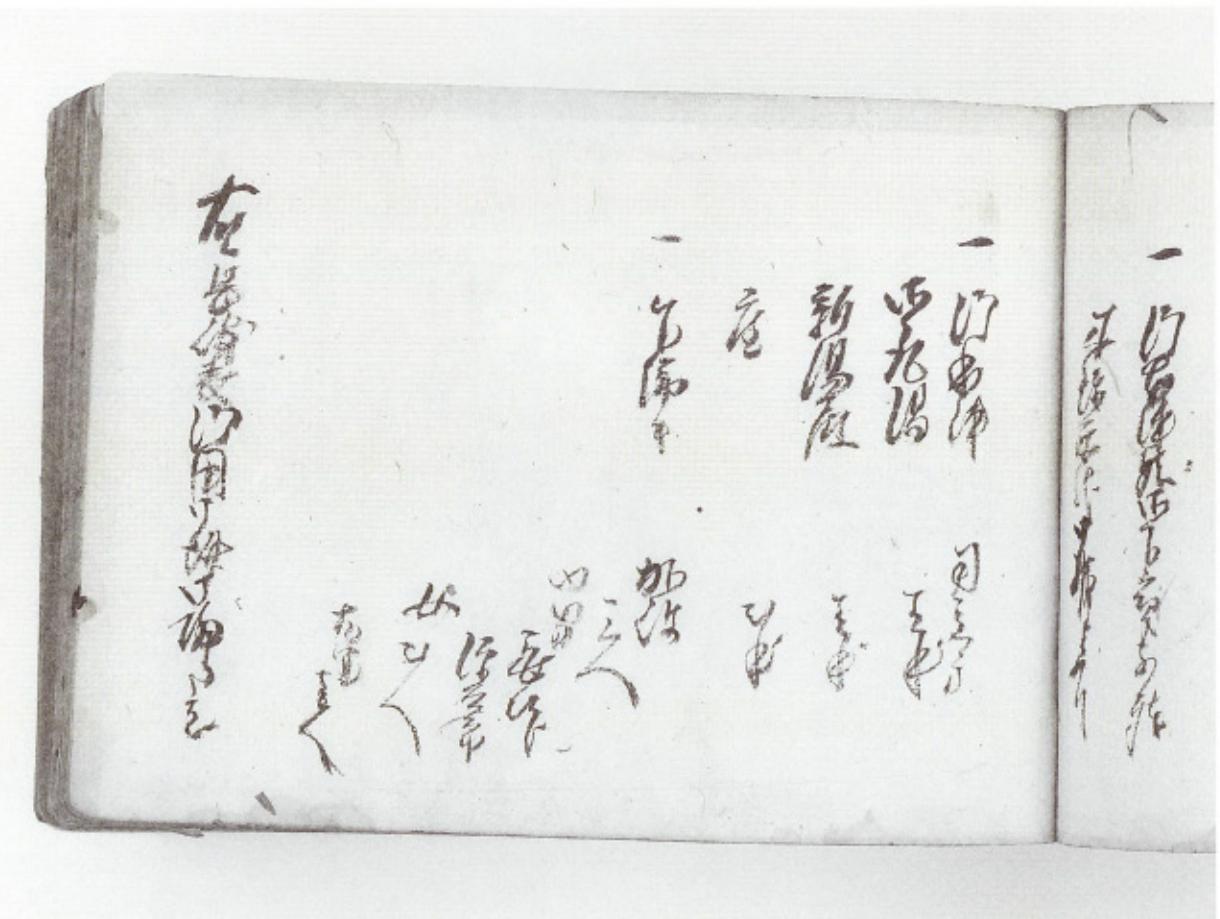
脇本陣

右者不残御持弁当二御座候

人足拾八人

御触通

人足合



御使

一太田方

坪内豊三郎様 東問屋

右加茂郡・大嶋郡・恵那郡村々田方御検見として御出候也

合ニ御座候

天保十四年

伏見泊

卯閏九月十三日

鵜沼昼

一分部若狭守様

御昼休 美江寺泊

御登り

金百疋

御宿入

御本陣御家老

人数拾六人程

但し御壱人ニ付八拾文ツ、頂戴致候

膳めし御陸尺衆九人

御馬式疋

人五人 駒吉

是ハ当日御馬者より頼ニ付俄ニ申附候

一人足式拾五人

馬七疋

右者馬式拾壱疋、御先触ニ候処、奥筋同前ニ考当日右之通御継立

置候様ニ成候

右者卯九月廿七日江戸表御出立、夫より日光御参拝御済中山道御通行ニ候処、右先触漸々当日夜明頃ニ太田より達參候付、右人数

并本陣用意方ニ取□候付、人馬継立方并本陣そなへ方等至而不都合ニ御座候

天保十四年卯七月廿九日

一小笠原藏人様

御泊

金百疋

同宿入

御本陣御上壱人

四百文

御次通拾五人

武百文ツ、

御手廻衆九人

河内屋

御陸尺六人

鳴屋

御旅籠百拾四文ツ、

右之通相勤申候

天保十四年

美江寺昼

卯十月九日

加納泊

一飛州高山御郡代 御下り

鵜沼昼

豊田藤之進様

御昼

御本陣上下拾八人

御旅籠上下共御壱人ニ付七拾武文

南鎌一片シ

御宿入

御手附

齊藤勝平様

上下三人

右之通相勤申候

此御方御先触ニハ別ニ下宿一軒申附置候様御触面ニ候付、嶋屋

定右衛門へ申付置候処、不残御本陣へ御入被成候間、定右衛門

方不用相成申候

天保十五年

辰朙月

天保十四年

御嶽

卯十月九日

鶴沼泊

一御勘定

御登り

飯田文右衛門様

脇本陣

上下五人

一御普請様

河内屋

ノ上下六人

木錢米御払

右者中山道筋御評判并私領所村々往還並松境木等御取調として御

登り被成候筈、本陣ハ御郡代様御昼ニ付、指さしつかえ支候間、脇本陣へ

申付候

御先触通しハ

一人數五拾三人

内 拾式人

片旅籠 百文

四拾壹人 御昼候へハ用意ニ不及と御座候処

当日門大番御壱人御着之上、人數式拾三人支度用意被仰付候

間、左ニ印置候通用意致申候

札為取替ニ而相済申候

一太田方

湯浅専久様

岩井屋

右者両御方様當宿御昼夜二付、御所用として御出張被成候、御手

札為取替ニ而相済申候

御台所

一 御台所立不申候、都而御上人様始御次通御尼様分五六人ハ持弁  
当ニテ本陣ニ而ハ一切用意ニ及不申候事

一 御関札壹枚門前ニ立申候、是ハ前年卯十二月廿五日、善光寺上  
人様御役人衆両人御泊御渡し有之候事

一 里見所立申候

（丁度秋山西邊見近化程ト）

五人足並馬車立

一切引立事立申候

一人足五拾人

馬 拾六疋

御先触通

外ニ 三拾人宛、添人足相立申候

八拾人 御繼立

一名古屋表

太田陣屋

御注進出し申候

右之通重而御通行之節も用意可致事

一 先払 羽織袴 両人出し申候

天保十五年 関ヶ原

辰三月十三日 鶴沼

一 出雲少将様 御泊 大湫

御下り

銀三枚 御宿入

上分 御旅籠百八拾七文ツ、

通り 百六拾四文ツ、

御本陣入

人数四拾人

御旅籠御先触ニ而上分百六拾四文、下分百四拾八文有之候得共、

御当日御旅籠代御役人中罷出御願申上、上分百八十七文、下分百六拾四文相願申候、勿論御旅籠代銘々御拵御座候

一御風呂

取湯 壱本

一新湯殿 壱本

一庭 壱本

一御番所 弐ヶ所

表 番所 壱ヶ所

一御闕札

西 檜木下タ

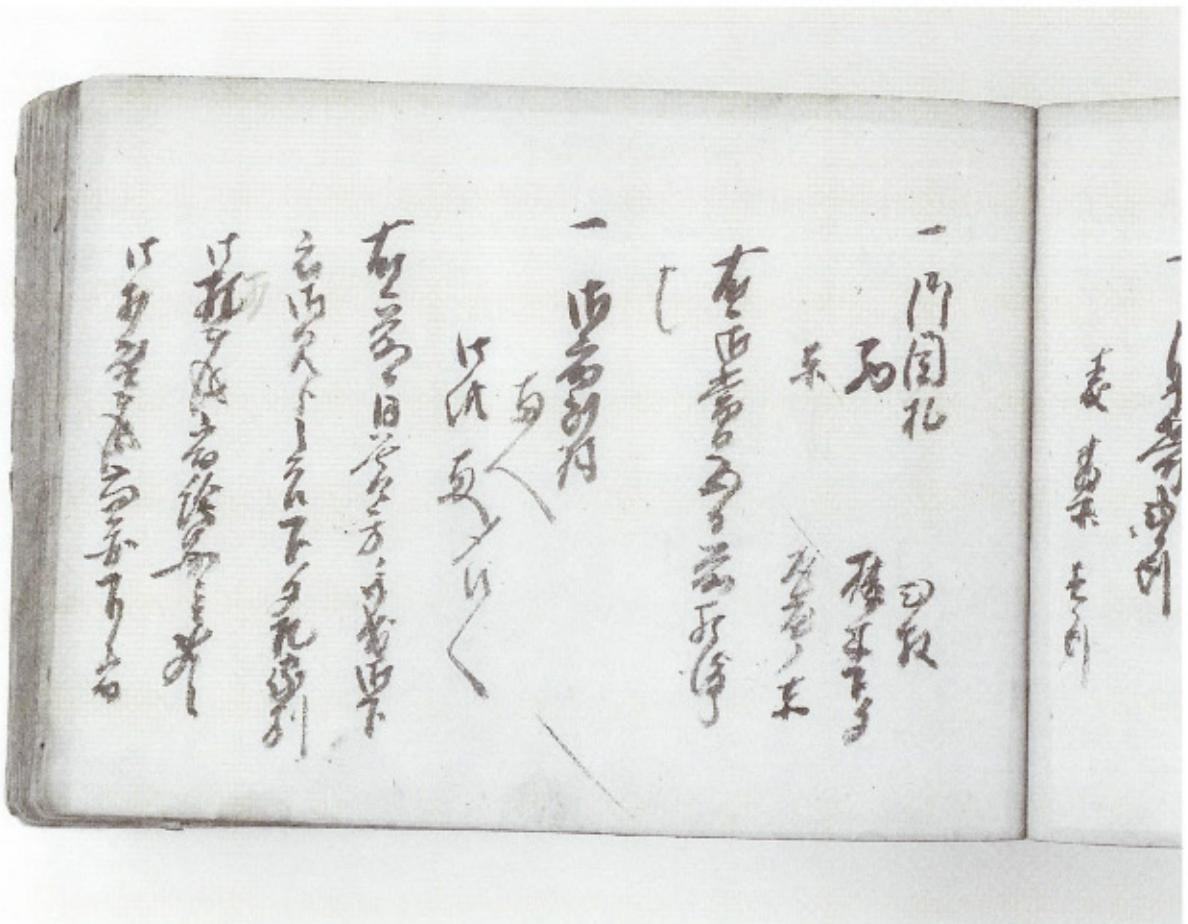
東 瓦屋ノ東

右者御当日五日前相渡し申候

一御宿割付

兩人

御供 兩人 メ四人



右者前日同暮方ニ御出御下衆御見分之節、下タ衆家別御打被成、宿絵図ニ而夫々御打替被成、尚亦下宿御見分有之、治定之上、宿絵図旅籠屋名前之下タニ御宿割付御調印被成、其上御宿札不残御渡シ有之候事

一近衛總君様 領下  
太田御屋

金式朱 御宿料

六尺拾四人

但シ代者拾六文ツ、又者式拾四文也

御当日

一人足式拾五人

馬 式拾九疋

内四疋 御相對

外ニ 人足百式拾人 御相對雇

但し壱人ニ付はいニ御座候

右之外ニ 人足式拾人 用意之分

賃錢 御当日御払御座候

惣繼立

人足百八拾四人

馬 三拾四疋 御繼立

一人足

馬

一御札宿四拾三軒

一油紙式拾五六軒入用

右之通相勤申候

右之通相勤申候、往還掃除触、追振之通各務村始外村々江茂出申候

天保十五年

加納泊り

辰三月廿日

鵜沼小休

太田御陣屋より手代壱人出ぱり申候、此役人会所ニすハリ世話をやく  
但シ總君様御籠ご脇御かけぬけ相すミ申候、以上

メ

太田方

一小川助十郎様

右之通慥たしかニ調申候、此通ニテ相違無御座候

一人足

馬

一御札宿四拾三軒

一油紙式拾五六軒入用

右之通相勤申候

右之通相勤申候、往還掃除触、追振之通各務村始外村々江茂出申候

天保十五年

細久手

辰三月廿六日

鵜沼泊

備前御番頭

一服部図書様

御泊り

御上り

南鏡一片

御宿

御本陣入

式拾六人

内 御壱人

式人払

御次通

式拾五人

御壱人 式百式拾四文

払

御下宿

壱軒

佐兵衛

十三人

壱人百三十文払

右之外、同御家中様御宿六軒、是ハ銘々御宿御取被成候

一酒

一大鯛 壱挺

其外当日頼御訴申候御買上、坂口舞御口井同御家中様方本陣御

呼出し御振舞被成候

一御先触八人足四人本馬式疋之御触ニ而有之

一御取湯 壱本

一新湯殿 壱本立申候

右之通相勸申候

天保十五年

辰四月四日

一日光例幣使

万里小路宰相様

御小休

御下り

御証文

一人足百拾武人

添人足百拾九人

ノ武百三十一人

一□籠 弐拾九挺 出し

右ニ寄

人足武百九人

不足之處二番立ニ而御繼立申候

天保十五年

河渡泊

辰四月四日

鵜沼休

一御勘定

太田泊

石川定之丞様

脇本陣

上下七人

御下り

一御普請役

石川太助様

鳴屋

上下三人

一御繼立

一處起居所在尼

一處起居所在尼

一處起居所在尼

人足三拾四人

右者大坂銅座御用御済御下り之節、当宿御辱休ニ候処、御本陣日

光例幣使様御小休ニ付指支候間、御勘定様脇本陣へ御案内申上候、

太田方御所用御出張無御座候事

一金地院様 御下り 御泊 鵜沼  
内 御壺人 御台所立申候  
外ニ四人 御□□□  
上下拾五人

内 御壺人 御台所立申候  
外ニ四人 御□□□  
上下拾五人

天保十五年

垂井

辰四月十一日

鵜沼 泊

一木下図書助様  
御国本肥後 御下り

御泊

御目録金百疋

御本陣入

式拾五人

御旅籠百八拾文ツ、

太田壺人 御上分五百文

御日用宿 武軒

一番 拾式人 梅屋

二番 拾式人 又右衛門

一御風呂 三本

右者御通行已前御本陣触ニ而御宿割御先触參候

右之通相勤申候

五月廿六日

赤坂

一人足  
馬

御朱印

合ニ而服薬有之、依之五月廿四日当宿御出立被成候

右者当宿御泊御本陣触候処、寅之助病氣ニ而指支候間、脇本陣御案内候様致申候、然ル処翌廿三日御出立前ニ方丈様御氣分悪敷、御逗留と相成候処、早速問屋年寄御断り申上、医師等之義申上候処、黒瀬村より御親類之由ニ而医師松□様内々十人当宿□宛□出張有之候事、右医師相掛り服薬相用被申候、当宿医師梅田泰□立

天保十五年

御獄

五月九日

泊 加納 小休 昼

一毛利淡路守様

御上り

御旅籠分

上通 七人 御壻人九拾文ツ、

膳めし 三拾人

内 十三人 陸尺

御馬宿 壱軒 駒吉

金百疋 御宿入

一繼人足 弐拾五人

馬 弐拾五疋

此分前日御宿割様より大払被仰付候

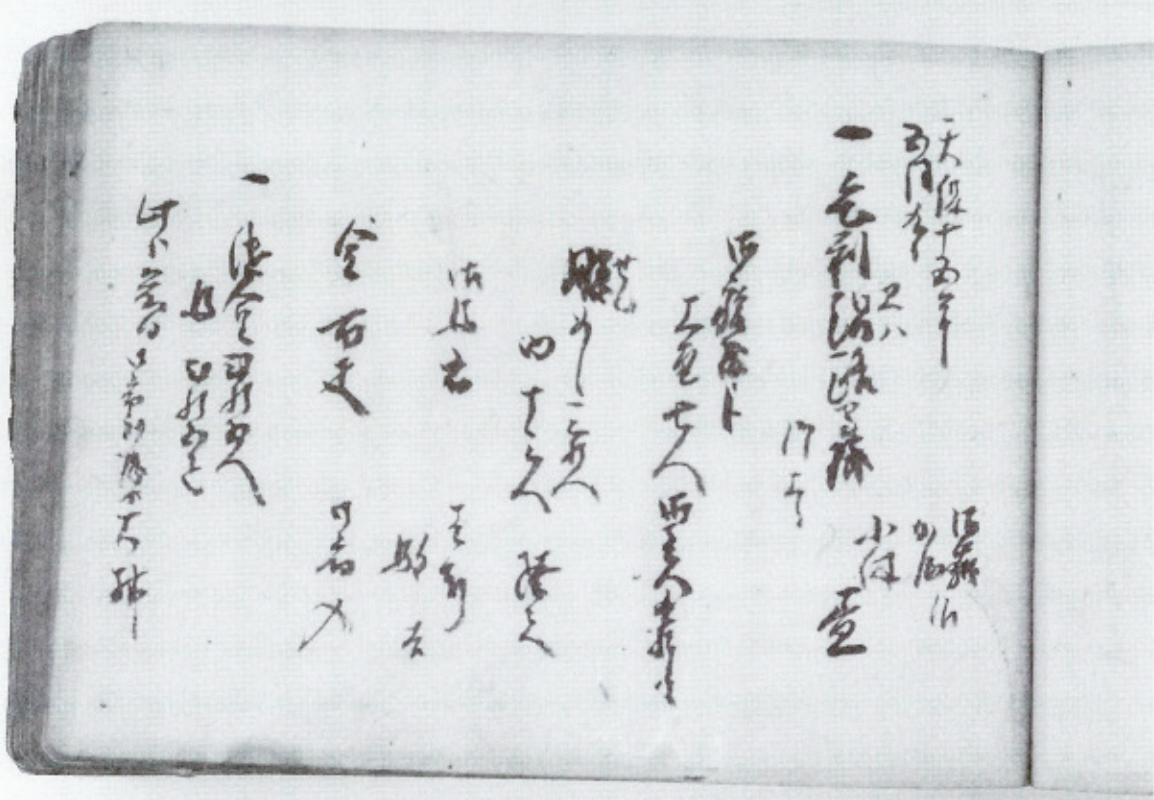
右者御当日本陣掛小伊木壻人早朝御出有之、御頼ニ付相勤申候、  
泊り宿之御藏払等指出ニ及不申候

一太田方

湯浅為三郎様 御宿 岩井屋

右者当日人馬繼立方為御締御出張有之候

右之通相勤申候



天保十五年

御獄

五月十二日

加納 泊

一美作中将様

小休屋

作州津山

御登り

御旅籠分

拾壹人 御壺人ニ付 六拾文ツ、

膳めし 拾五人 御陸尺

金百疋 御宿入

右者当日御指掛け御小休掛け御役人衆当日五ツ時頃御出、御頼有  
之候、仍而御泊まで飛脚指出不申候

一御定人足式拾五人

馬 武拾五疋

外ニ臨時

人足拾武人

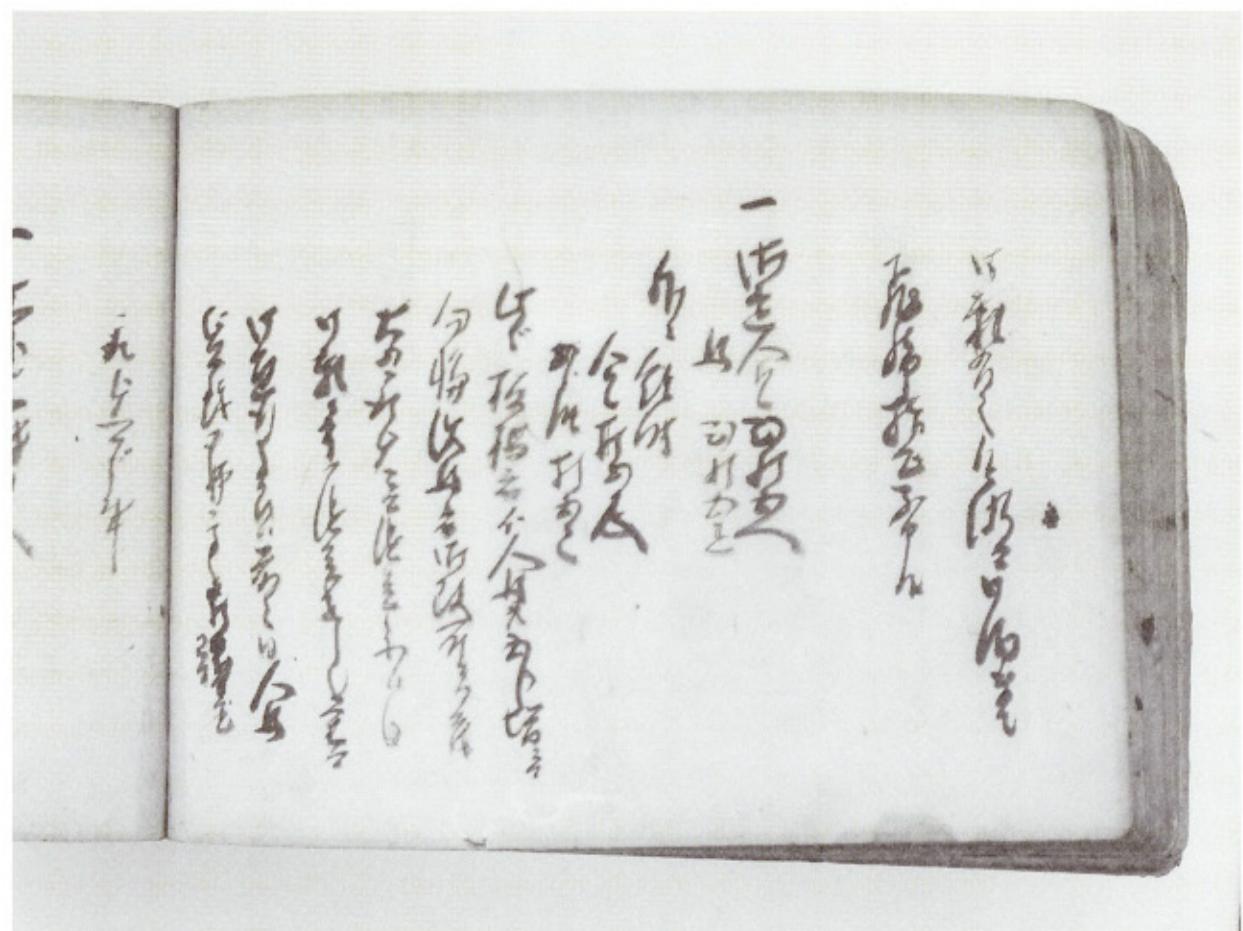
□□□拾五文

此分板橋宿より人馬共五分増ニ而、勿論洗馬宿御改所ニ而茂右  
御取計ニ而繼立參候由御頼ニ付、御繼立遣申候、重而御通行之  
節ハ前々日人馬賃錢御払方之御尋置取上ヶ可申事

一上下先払 武人

一羽織袴 武人

但し老人ニ付百文宛御払有之候



一問屋場へ銀壺匁被下置候

右之通相勤申候

三拾三人 御下り

外ニ 御上三人分 御台所立候

天保十五年 大漱

辰五月十三日 鵜沼

一京極甲斐守様 御泊

御登り

金武分式朱 御宿入

御本陣式十八人

一御札宿四軒

一百八拾八文 上分壺人

一壺百六拾八文 御下分壺人

御宿割役 上下式人

右者前夜当宿御泊込ニ御出、御宿割被成候、尤御旅籠者御宿割役  
より御極きわ被成候

一御上分

御旅籠 壺人ニ付式百五拾文

次通御旅籠

壺人分式百文ツ、

下り百七拾文ツ、

一御用意 拾三軒

但し壺家拾□三分□

天保十五年 細久手

辰五月十三日 鵜沼

一肥後奥女中様 御泊

御上り

本陣入人数四拾九人

内

拾七人 御女中

一御札宿四軒 内 壺軒 脇本陣

一壺軒 河内屋

一壺軒 嶋屋

御医者壺軒 岩井屋

御本陣

一御台所立申候

一御取湯 壺本

一新湯屋 式本

一中湯屋 式本

一庭

壱本

本陣入

一丸棒か籠 三拾挺

一乗かこ (馬四) 式拾挺

一御長持 五棹

一献上物御断吳候

右者途中迄飛脚指出候処、当日昼頃御役人衆御出候様被仰付候

天保十五年

辰五月廿二日御下り

一戸田采女正様 御泊り

御宿入

御本陣入人数

御膳場御坊主衆三人

西座敷御小納戸壱人

台所方

九人

使者 八人

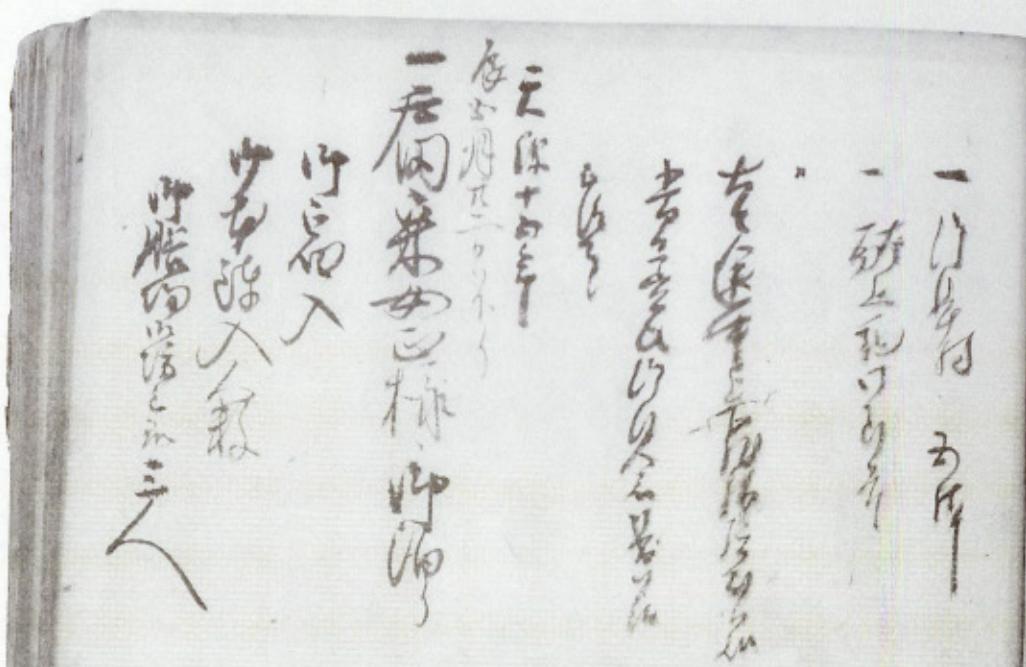
□□□取

台所両かけ持 六人 御用方

廿七人

御下宿共七軒

油紙帳場共拾式軒



一御旅籠

上壱人 百六拾四文

下壱人 百四拾八文

右者前日御宿割様より被仰付候

一御長持 壱棹

ノ 御旅籠兩人ニ而三百文御払有之

一御当日

繼人足

人足 式拾五人

馬 式拾五疋

外ニ 人足拾九人

馬 六疋

相對衆分

此分はい賃錢御払ニ御座候

右者御旅籠下直ニ付増方之儀御願申上候処、当日賄方役人へ其段  
相願候所、御指図より当日御願申上候処、先年より前書之通旅籠  
代之儀ハ相極置候間、右之外増之義ハ難取とりあががたく上候由被仰付候間、  
再応相願候得共相済不申候、重而御泊之節茂旅籠之義ハ右極之通  
ニ而賄方取計可致様、旅籠屋へ宿へ可申附候事

一御宿割様

上下五人

一人馬賃錢御払方

上下三人

ノ八人

右者前日一緒ニ御泊込ニ御出被成候

一表番所

一裏番所 共 相立申候

右之通首尾克相勤申候

締り者

五平

喜代次

定

内 男式人

女式人

おさと

一御闕札式枚

西 常右衛門前

東 瓦屋前

右者御当日五日前ニ御出相泊り申候御闕札役兩人

一馬荷

七駄

天保十五年 大久手

辰七月十三日 鶴沼

一有馬日向守様 御泊り

御宿入三百疋

御関札料百疋

御人数三拾七人

出ス武百文ツ、

御札宿拾四軒

油紙七枚

御下宿共御旅籠大払

御宿割五日前ニ御出

右之通御宿相勤申候

辰十五年 御登

七月十八日 細久手

一松平左衛門尉様 鶴沼

御宿入金四百疋

本陣入人数

三拾五人

残ス百四拾八文ツ、

御札宿拾四軒

油紙武軒

但シ帳場共

